埋蔵文化財の保護・保存にかかる手続き

埋蔵文化財は、「土地に埋蔵されている文化財」とされ、この埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」といいます。守山市内には、現在、約 150 箇所の遺跡が存在しています。守山市教育委員会では、文化財保護法（昭和 25 年法律 214 号）の規定による埋蔵文化財発掘届の提出、滋賀県文化財保護条例、守山市開発指導要綱（平成 19 年 6 月 1 日施行）等の規定により、事業者に下記の手続きや協力をお願いしています。

1　開発事業（守山市文化財保護課では個人住宅建築、宅地造成工事、共同住宅建築、工場・事務所・店舗建築等を含む現状変更行為を総括して、以下「開発事業」を使用します）の計画地に埋蔵文化財包蔵地があるか無いかを計画の早い段階に調査、照会して下さい。遺跡分布地図は、市文化財保護課、農業委員会、開発指導室で公開しており（2 万分の 1 地形図）、守山市のホームページで公開されている守山マップ（公開型 GIS）でもご確認いただけます。

2　開発事業の面積に関係無く、計画地が埋蔵文化財包蔵地の範囲内にある場合には、文化財保護法 93、94 条に基づき「埋蔵文化財発掘届」を提出する必要があります（工事前 60 日以前）。届出様式は文化財保護課に備えています。また、この手続き書の最後に様式を添付していますので、印刷して必要事項を記入し、市文化財保護課窓口へ提出して下さい。また、守山市のホームページ（電子サービス）に様式見本がありますので、ダウンロードして、必要事項を記入し、市教委文化財保護課に届出て下さい。（２部提出）

添付図面は、①位置図（2500 分の１）、②土地利用計画図（配置図）、③建築を伴う場合は建築物の平面図、立面図、④建築の無い場合は造成断面図、⑤建築を伴う場合は、基礎の深さのわかる図面、⑥建築に伴い、改良があればその箇所と深さのわかる図面。

3　市教委文化財保護課では、埋蔵文化財発掘届提出時に口頭で幾つか質問をし、内容を確認します。その内容は、地下にある埋蔵文化財が改良工事や基礎工事、擁壁工事で破壊されるかどうか、また影響を受けるかどうかが中心で、建築時期や造成時期などもお尋ねし、届出書及び図面で審査します。窓口で判断できる場合には、市の対応の仕方を即時お伝えしますし、不明瞭な場合には、後日、文化財保護課から電話やメールで確認いたします。審査後、ア・工事が遺跡に影響を与えると判断される場合、イ・遺跡に影響が無いと判断される場合など、区別して滋賀県に意見を付して送付します。

4　滋賀県（文化財保護課）は、市の意見を参考に、県知事名で、開発事業者あてに保護措

置の種別を通知、指示します。
　県の通知を確認してから着工していただくのが好ましいですが、工事内容が変更されない限り市の対応に変化は無く、また県の指示も変更はありません。

5　開発面積（敷地面積）が 1,000 ㎡以下で、埋蔵文化財包蔵地でも無い場合には、工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したとき、工事を中断して届出て下さい。

6　埋蔵文化財包蔵地で無く、開発面積（敷地面積）が 1,000 ㎡以上の場合には、試掘調査の実施に協力をお願いします。（ただし、琵琶湖岸に近い場所など、これまでの試掘調査の実績から遺跡が発見されていない区域については試掘調査を実施していません。）

7　計画地に埋蔵文化財があり、工事により埋蔵文化財が破壊される場合、若しくは影響を受けると思われる場合には発掘調査の実施が必要になります。

8　市教育委員会では埋蔵文化財の保護のため、工事が遺跡に影響を与えないように工法の検討、または、建築場所の変更等について協力を依頼します。

9　事業者で工法変更が可能になった場合には、変更後の工事図面を追加し、滋賀県の承認を得ます。

10　止む無く、遺跡に影響を与える場合には、本発掘調査の実施が必要です。この場合、本発掘調査にかかる経費について、個人専用住宅建築工事以外は経費負担をお願いします。建売り住宅、宅地造成、共同住宅建築、店舗、工場などが該当します。

11　上記 7 の場合の具体例については、次のとおりです。
　ア・建築物の基礎が大きく、深い
　イ・建物基礎の下を地盤改良、柱状改良、鋼管打設する。
　ウ・宅地造成工事の区画道路、進入道路に上下水道、ガス管を埋設する。
　エ・開発区域の外周に大きな擁壁を設ける。
　オ・開発区域全体に改良工事を施工する。
　カ・水路を新設する。
　キ・その他

12　遺跡に影響を与えないと判断される場合の具体例
　ア・建築物の基礎が浅く、保護層が確保される。（ベタ基礎や小さな独立基礎、ブロック積基礎等）

イ・遺跡面が深く、工事実施しても保護層が確保される。
ウ・造成だけで、地下工事が無い。
エ・その他

13　個人専用住宅建築で、工事が遺跡に影響を与える場合にあっては、発掘調査経費は市が負担します。ただし、調査後、目的外の建築がなされた場合は、調査経費を請求します。

14　本発掘調査を実施する場合には、守山市長と開発事業者との間で覚書、協定書を締結し、調査経費の支払いを確認して現地調査にかかります。

15　なお、本発掘調査にかかる経費は、遺跡によって、また遺構の密度によって差があります。市内遺跡ではおよそ 6,000 円～8,000 円／㎡程度で、発掘調査を実施する面積を乗じた額が全体経費の目途となります。

16　本発掘調査の期間は、500 ㎡／月が平均です。発掘調査面積を左の数字で除すると調査月数となります。雨天、荒天、休日などがあるため、実際に調査可能な日数は 16 日／月です。

17　工事が遺跡に影響を与えるかどうか不明な場合には、試掘調査を実施します。この試掘調査経費は市が負担します。

18　本発掘調査が完了した後、調査経費を精算します。当初協定額ではなく、実際に支出した経費で精算します。なお、個人専用住宅にかかるものは毎年度末に報告書を刊行しますが、開発事業者負担の発掘調査については、現地調査終了後、出土品の量を参考に整理調査経費にかかる協定書を締結し、開発者に経費負担をお願いします。

19　上記以外で不明な点があれば、文化財保護課にお問合せ下さい。
守山市教育委員会事務局文化財保護課　ＴＥＬ　０７７－５８２－１１５６
ＦＡＸ　０７７－５８２－９４４１

埋蔵文化財発掘届関係様式（様式の記入見本を添付しています）

- 様式６・７　埋蔵文化財発掘届・別記１（法第 93 条、94 条関係）　ワード・PDF
- 埋蔵文化財発掘調査依頼 a（個人住宅）　ワード・PDF
- 埋蔵文化財発掘調査依頼 b（開発事業）　ワード・PDF
- 埋蔵文化財発掘調査承諾書　ワード・PDF